

台風等警報発令時における対応について(改訂版)

このことについて、平成30年4月10日に通知をしておりましたが、2「判断時刻と対応について」を下記の通り改訂しましたのでお知らせいたします。

笠岡市では平成22年9月より『台風等警報発令時における対応について』の判断の対象とする放送局をNHK放送局と定めています。その際は下記の通りの対応をお願いします。

記

1 臨時休業の対象とする警報及び発令地域

(1) 警報の種類 **ア 大雨** **イ 洪水** **ウ 暴風** **エ 暴風雪** **オ 大雪**

(2) 発令地域(NHK岡山放送局の報道を判断の基準としています)

「笠岡市」を対象とします。

※「岡山県」「岡山県南部」「井笠地域」となっている場合は、**笠岡市が警報の発令地域に含まれている**ことを必ずご確認ください。過去に、NHK放送局以外の放送局の報道や携帯サイト等において、「岡山県南部」「井笠地域」となっている場合でも、笠岡市には警報が発表されていないことがありましたので、ご注意ください。

2 判断時刻と対応について

(1) **午前7時**の時点で、警報が出ている場合は、**臨時休業日**とします。

(警報が出ている場合は、上記のとおりご対応ください。「緊急配信メール」は、致しません。)

(2) 児童が登校後、警報が発令された場合

児童を一斉下校させる場合にのみ、「緊急配信メール」で連絡いたします。

警報が発令されても気象状況や児童の安全を考えて、授業の後に通常通りの下校を行うこともあります。その場合は連絡をいたしませんのでご了承ください。

3 その他

(1) 原則は、上記1と2のように対応します。しかし、必要なことが生じた場合は、「緊急配信メール」で連絡致します。

(2) 警報が出ていなくても、道路の冠水等で登校が危ぶまれる場合は、学校にご連絡をください。